

2014年12月24日

ストランディングレコードなど座礁鯨に関するデータ使用の申請ガイドライン

一般財団法人日本鯨類研究所

当研究所の所有するストランディングレコードなど座礁鯨に関するデータについては、年に1回の頻度にて、当研究所のホームページ (<http://www.icrwhale.org/stranding0212.html>) に公開しております(2002年以前については会報誌「鯨研通信」に掲載)。公開されたものについては、引用元を明記した上で自由に使用できますが、下記のように所定の手続きに則って申請があれば、未公開データの使用も可能となります。お手数をお掛けいたしますが、ご協力をお願い申し上げます。

1. 希望する研究者(もしくは研究機関)より当研究所にデータ使用・借用書を提出していただきます。
2. データ使用・借用書には、①研究者名、②所属機関、③連絡先、④使用目的、⑤提供期間・頻度、⑥公表方法、⑦研究形態・研究経費分担を明記していただきます。
3. データは、原則、当研究所のホームページに掲載されているストランディングレコードと同様の形式で提供されます。ホームページ上での公開は年に1回の頻度で行われていますが、本申請によって年に複数回(2~4回)の提供も可能となります。また、照合などで原本の確認が必要な場合は対応いたします。
4. 使用したデータの公表にあたり、当研究所からの条件は以下の3点です。これらの点を了解していただいた上で申請していただきます。
 - I) 使用目的によっては、当研究所の研究者との共同研究とさせていただきます。従って、申請の前に当研究所調査研究部と接触をとっていただき、研究形態・研究経費分担を明確にした後に申請書を作成してください。学会や講演会での口頭発表、及び学術専門誌等を含む各種印刷物において研究の発表を行う場合は、必ず事前に当研究所の共同研究者に連絡をとっていただき、双方合意の上で発表いただきます。
 - II) 共同研究でない場合、公表の際にはデータの所有先や引用元だけでなく、原データの二次使用であること、結果の解釈が著者独自のもので必ずしも当所の見解と一致するものではないことなどもあわせて明記してください。
 - III) 個人に関する情報であって、当該情報によって特定の個人を識別できるもの又は特定できなくても公表によって個人の権利利益を害するおそれのあるものについては、提供できません。